

# 令和4年第1回養老町臨時会会議録

令和4年第1回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

## ○議事日程（令和4年5月16日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
  - 日程第5 承認第3号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 日程第6 承認第4号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）
  - 日程第7 承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第10号））
  - 日程第8 承認第6号 専決処分の承認について（令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
  - 日程第9 議案第36号 養老町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
  - 日程第10 同意第3号 固定資産評価員の選任同意について
  - 日程第11 議案第37号 養老町立小学校給食施設整備工事請負契約の締結について
  - 日程第12 議案第38号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第1号）
  - 日程第13 選任第2号 常任委員会委員の選任について
  - 日程第14 選任第3号 議会運営委員会委員の選任について
  - 日程第15 選任第4号 予算特別委員会委員の選任について
  - 日程第16 選任第5号 議会改革特別委員会委員の選任について
  - 日程第17 選任第6号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
  - 日程第18 選任第7号 議員定数検討特別委員会委員の選任について
  - 日程第19 同意第4号 監査委員の選任同意について
- （追加日程）
- 日程第1 許可第1号 議長の辞職許可について
  - 日程第2 選挙第1号 議長選挙について
  - 日程第3 許可第2号 副議長の辞職許可について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長	北倉義博	新議長	大橋三男
○出席議員			
1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫
7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		
○欠席議員			
	なし		

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前真理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 中 島 和 哉                      議会事務局書記 稲 川 諭実彦

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和4年第1回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、町広報委員に限り、今臨時会の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り、傍聴席より議会内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

なお、本臨時会においては上着とネクタイの着用を自由としております。

ただいまから令和4年第1回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

---

○議長(北倉義博君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、8番 吉田太郎君、9番 早崎百合子君を指名します。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、5月9日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 野村永一君。

○議会運営委員長(野村永一君) 議会運営委員会の報告をいたします。

去る5月9日午前9時30分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会臨時会の日程等についてであります。

開会は5月16日月曜午前9時30分、会期は1日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議(委員の改選案件を含む)、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

審議する議案につきましては、専決処分の承認についてが5件、条例の一部改正についてが1件、人事案件についてが1件、契約の締結についてが1件、令和4年度一般会計補正予算についてが1件、以上9件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第4、専決処分の承認について(養老町税条例の一部を改正する条例)から日程第9、養老町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正

する条例について、及び日程第11、養老町立小学校給食施設整備工事請負契約の締結についてと、日程第12、令和4年度養老町一般会計補正予算（第1号）の計8議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。次に、日程第10、固定資産評価員の選任同意については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決すること。

以上のとおり決定いたしました。

議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任についてが1件、議会運営委員会委員の選任についてが1件、各特別委員会委員の選任についてが4件、監査委員の選任同意についてが1件、以上計7件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の1日と決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度2月及び3月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。さらに、議会の閉会中に予算特別委員会委員、議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び議員定数検討特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第12条第2項に基づき、その辞任を許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに令和4年第1回養老町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本町の元職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑により5月11日に逮捕されました。元職員が逮捕されたという事態は、法を遵守すべき立場に

ある公務員としてあるまじきことであり、誠に遺憾であります。議員各位、並びに町民の皆様には大変御迷惑と御心配をおかけしましたこと、深くおわびを申し上げます。現在、警察で取調中であり、本町としても警察の捜査に全面的に協力していくとともに、関係する職員や監督者の処分につきましては、調査の進展や事実関係などを踏まえ、第三者による調査委員会を立ち上げ、厳正に対処してまいります。

信頼をなくすのは一瞬です。全職員が公務員の原点に立ち返り、一丸となって公務を遂行し、真に町民の皆様から信頼される町政を目指してまいります。町民の皆様、並びに関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

さて、今年は3年ぶりの行動制限のない大型連休だったことから、人の移動が活発になり、全国的な感染拡大が懸念されております。町内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数も高い水準で推移しており、まだまだ予断を許さない状況にあります。

政府は、マスク着用などの基本的な感染対策は、感染状況を踏まえながら専門家の科学的な意見を伺い検討していきたいとしていますが、正しいマスクの着用、手洗い、手指消毒、人との距離確保、小まめな換気を行い、体調不良時は外出を控え早期に受診するなど、感染しない、させない、基本的な感染防止対策の徹底を改めてお願いいたします。

長期にわたるコロナ禍において、町民の皆様生命と健康を守りながら、社会経済活動を維持していくためには、町民皆様と行政がしっかりと手を携え共に住みよい環境をつくり上げていかなければなりません。引き続き、議員各位、並びに町民の皆様御支援と御協力をお願い申し上げます。

政府は、原油価格や物価高騰等によって既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響を受ける業種の中小事業者に対する支援など、緊急かつ機動的に実施するとし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されました。

本町では、有効活用できるよう、影響を受けた生活者や事業者には効果が直接的に及ぶ事業の構築を検討しているところでございます。引き続き、感染症対策に全力を尽くすとともに、地域経済の回復と活性化に向けた施策を着実に実行してまいります。

今臨時会におきましては、条例の改正が4件、補正予算が3件と人事案件1件、契約の締結が1件と、合わせて9件の議案を御提案申し上げます。慎重なる御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、承認第2号から日程第9、議案第36号及び

日程第11、議案第37号と日程第12、議案第38号の8議案は逐条上程後、質疑・討論を経て採決を行います。

なお、日程第10、同意第3号の1議案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

まず、日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第2号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正し、同年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて補足説明。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第32条の6については、法律改正に合わせて項ずれの改正を行うものです。

2ページを御覧ください。

次に、第54条の2については、法第382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴い、改正を行うものです。

次に、第54条の3については、法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴い、改正を行うものです。

附則第7条の2については、法律改正に合わせて条例の項ずれによる改正を行うものです。

3ページを御覧ください。

附則第7条の3については、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い改正を行うものです。

5ページを御覧ください。

附則第9条については、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%へ引き下げるものです。

次に、議案2ページを御覧ください。

附則第2条については、今回の改正に伴う固定資産税の経過措置を規定しております。

施行日につきましては、この条例は、令和4年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） ただいまの説明の中で、特定熱損失防止改修等という言葉が入ったわけですが、この「等」の中身を教えてくださいたいのと、これらについての周知はどのようにするか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） ただいま松永議員から質問がございました熱損失防止改修工事、まず本来ですが、外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事ということで、断熱に関する工事のみが対象でございました。

今回の改正におきまして、その工事と合わせまして太陽光発電装置、または高効率空調機、または高効率給湯器、または太陽熱利用システムの設置工事を併せて行った場合、一定の要件で該当するというので、「等」が改めてこの部分についてついたものでございます。

なお、従来は断熱工事につきまして50万以上という制限がございました。今回は、その最低額が60万に引き上げられておりまして、50万以上の断熱工事を行った上で、先ほどの施設を10万以上、60万を超える形で併せて工事しておれば今回の対象になるというふうに解釈していただければと思います。

周知につきましては、この改正前から件数があったわけではございませんが、効率的な方法を検討させていただきたいと思っております。すみません。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 32条の9ということで、特定法人である内国法人はということであってありますが、これは一定の条件があるんですが、養老町内では該当する会社があるのか、事業者があるかないのか、ちょっとお尋ねしたい。

後でよろしいです。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 固定資産税の減免の拡充が広がったというふうな、「等」を

追加することにより理解するわけですがけれども、先ほどの答弁の中で、啓発をどのようにするかというふうなことがありましたが、回答がなかったわけですが、この条例改正に伴って、当町においては固定資産税の減免の関係では増えないというか、このことにより町としては今までよりも受益者からの納税が少なくなるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） この制度自体、たまたま改正前につきましては養老町について、申請が今のところなかったという報告はさせていただきました。

改正内容につきましては、町広報で告知するのか、どういう方法が一番いいのかということをおちょっと検討させていただきたいという回答にとどめたところでございます。

なお、この減免内容につきましては、工事した翌年につきましては、120平米の居宅部分につきましては固定資産税が3分の1減免するという制度でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第3号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日より施行されることに伴い、養老町国民健康保険税

条例の一部を改正し、令和4年3月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

まず第2条第2項では、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の「63万円」から「65万円」に引き上げるものであります。

同様に、同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の「19万円」から「20万円」に引き上げるものであります。

次に、第25条では、国民健康保険税の課税限度額の引上げに伴い、基礎課税額から軽減対象額を減額して得た金額を、現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額から軽減対象額を減額して得た金額を、現行の「19万円」から「20万円」に改正するものであります。

最後に、附則第2項においては、第25条に項が追加されていることから、規定の適正化を行うため「同条中」を「同項中」に改正するものであります。

次に、議案1ページを御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 本条例の改正に伴い、被保険者の対象試算の実収概算数値は持っていますか。もし、試算数があればお答えください。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、御回答させていただきます。

本条例の改正につきましての影響額でございますが、対象件数といたしまして全体で108件、金額にいたしまして143万円程度の試算でございます。増となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第4号 専決処分の承認について（養老町介護保険条例の一部を改正する条例）についての説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援について（令和4年3月14日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、介護保険料の減免期間が延長される旨の通知がありました。これに合わせて養老町介護保険条例の一部を改正するものであり、令和4年3月31日に専決処分したものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

附則第7条第1項の改正では、令和4年度の減免のために納期限を令和5年3月31日までに延長するものです。

施行日については、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 減免の延長の条例ということですが、現在、減免申請されているのは何名ぐらいされておりますか。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 令和3年度につきましては1件、2万2,000円ほどの申請がございました。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第7、承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第5号 専決処分の承認について（令和3年度養老町一般会計補正予算（第10号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ949万円を追加し、予算総額を136億4,472万7,000円とするもので、令和4年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

主な補正の内容は、コミュニティー助成事業助成金、ふるさと納税寄附金、臨時道路除雪事業費補助金などがございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費では、コミュニティー助成事業の事業確定に伴い、コミュニティー活動の事業として実施した防犯灯整備などに対する助成金として470万円を計上いたしました。

同じく款2総務費、項1総務管理費、17目ふるさと応援基金費では、寄附金見込額12億8,142万4,000円のうち、3億909万1,000円は寄附者の御意向に沿いそれぞれの事業へ充当し、残り9億7,233万3,000円を基金に積み立てることとしたため、389万8,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款17寄附金、項1寄附金、2目総務費寄附金のふるさと納税寄附金（一般分）では、寄附金見込額が12億8,142万4,000円でありましたので、予算との差額1,453万4,000円を増額いたしました。

寄附金の充当については、寄附者の御意向に沿い、未来を担う人づくりに関連する事業へ767万3,000円、安心・安全な生活基盤づくりに関連する事業へ191万3,000円、活力あふれる基盤づくりに関する事業へ76万4,000円、行政経営機能の強化に関連する事業へ28万6,000円の計1,063万6,000円を充当し、財源更正を行い、389万8,000円はふるさと応援基金積立金に充当しております。

6目消防費寄附金では、中部ケーブルネットワーク株式会社より町の防災・防犯行政の推進に役立てる費用として寄附をいただき、消防費寄附金に100万円を計上いたしました。

寄附金の充当については、8、9ページの款9消防費、項1消防費、3目防災費の防災無線管理事業に18万2,000円、災害対策事業に81万8,000円を充当し、財源更正を行いました。

6、7ページに戻りまして、款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として1,374万4,000円を減額しました。

次に、款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、コミュニティー助成事業助成金、一般財団法人自治総合センターからですが、470万円を計上いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出のみでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症対策事業（臨時特別給付金）では、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の交付額確定に伴う返還金89万2,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、産業建設部関係につきまして私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページを御覧ください。8、9ページの歳出につきまして御説明させていただきます。

款8土木費、項2道路橋梁費、2目道路橋梁維持費では、臨時道路除雪事業費補助金300万円を財源充当いたしました。

次に、6、7ページを御覧ください。歳入について御説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、国からの臨時道路除雪事業費補助金の交付決定に基づき300万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 先ほど説明があった防犯灯の整備ですが、地区的にはどこをどのようにやられたんですか。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の御質問に回答させていただきます。

高田の東洋町東地区おきまして、駅前の街路灯約30基の街灯をLEDに交換したという事業でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第8、承認第6号 専決処分の承認について（令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第6号 専決処分の承認について（令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、予算総額を34億5,628万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和3年度新型コロナウイルス感染症傷病手当金給付額の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、国民健康保険給付費等のうち、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の給付額が確定したことにより負担金補助及び交付金を6万9,000円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として6万9,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） この手当金の6万9,000円は何人の方に交付された金額ですか。また、その交付に至った根拠といますか、町でどういう対応が経過としてあったのか、お答えください。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの水谷議員の御質問につきまして、御回答をさせていただきます。

こちらの傷病手当金の実績につきましては、令和3年度中ということですので3月末までの対象者でございますが、対象者が2名で、支給額が6万8,111円でございます。

こちらにつきましては、それぞれ各被保険者から相談を受けておりました事案でございますけれども、それぞれ支給対象期間というのは異なっておりまして、2か月の方もありますが、また1月の間である場合もありますけれども、事情が異なりますのでそれぞれの対象の方の実態に応じて支給させていただいたというところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 差し支えなければ、2名の方の年齢層を。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） すみません。年齢層につきましては、およそ30代から40代の方でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第9、議案第36号 養老町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第36号 養老町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅等の入居者資格における同居親族要

件の改正を行う特定優良賃貸住宅の供給の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第14号）が施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 問山建設課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老町特定公共賃貸住宅条例の新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、このたびの特定優良賃貸住宅の供給の推進に関する法律施行規則の一部改正による号ずれに伴い、第2条第2号中、「3号」を「4号」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第10、同意第3号 固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第3号 固定資産評価員の選任同意について、御説明をさせていただきます。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、令和4年4月1日付の人事異動により、固定資産評価員が異動したため、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する次の者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるものでございます。

記、住所、岐阜県養老郡養老町小倉846番地1、氏名、藤田勝彦。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番。

○11番（田中敏弘君） 休憩動議をお願いします。休憩を求めます。

〔「同意」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第11、議案第37号 養老町立小学校給食施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第37号 養老町立小学校給食施設整備工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

本年9月より給食施設を集約化することに伴い、給食施設の整備が必要となる養老小学校等において工事を行うもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本工事は、9月より養老小学校、広幡小学校及び上多度小学校の給食施設を集約化することに伴い、食数が増加する拠点校、養老小学校において、大量調理や洗浄等作業が可能となるよう厨房機器を設置する工事を行うものです。

また、同時に給食配送の際に必要な給食の受渡し場所を設置し、給食用コンテナの運搬経路となる調理室床等の整備工事を行うものです。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養老町立小学校給食施設整備工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、税込みで7,106万円。
4. 契約の相手方、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。
5. 工期、本契約締結の日から令和4年9月30日。
6. 工事場所、養老町石畑・ロケ島・小倉・船附・飯田・中地内。
7. 工事概要、養老小学校における厨房機器設置工事一式。養老小学校、広幡小学校及び上多度小学校における厨房機器移設工事及び施設整備工事一式。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1点、質問させていただきます。

工期が9月30日までになっておりますが、9月から実施予定の事業です。児童への影響で想定されるものがあればお知らせください。

○議長（北倉義博君） 大橋教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） 本工事は、工期が令和4年9月30日までとなっておりますけれども、拠点校方式の導入自体は2学期の給食が始まる9月2日から開始を予定しております。ですので、給食の調理や配送業務に支障を来さないよう配慮しております。

なお、工事については8月26日までに完成させまして、残りの工事期間については養

老小学校等で不用になった厨房機器の他校への移設工事を行うにとどめるよう、業者のほうにも周知させていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 確認ですけれども、基本的には夏休み中に完結するという考えでよろしいですかね。

○議長（北倉義博君） 大橋教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

給食業務に影響のない夏季休業期間中に集中して工事を行う予定でおります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 4点についてお尋ねいたします。

まず、今回予定価格公表しての入札との認識をいたしておりますが、公表したのはさきの官製談合事件との関係があるのかと、これが1点。

それから、今後、町の入札業務は一定額以上の案件については予定価格を公表して臨まれるのか。

3点目、入札辞退者が10者指名中7者もございしますが、これは普通から考えると異常な事態やと。指名に問題があるのか、業者の問題なのか、その辺、町の立場としてはどのように考えておられるのか。

それから、4点目としては、工事場所が船附・飯田・中地内と書いてございますが、これはもうちょっと具体的に説明求めます。

以上4点について。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

田中議員の御質問ですけれども、今年度4月から予定価格の公表を行っておりますけれども、今回のように5,000万円以上の議会案件につきましては、契約、工事の関係ですけれども、事後公表ということで、これは公表しておりません。そういう状況になっております。

そして、3者の応札ですけれども、少なかったというふうに反省はしておりますが、状況を加味しますと、業者等もコロナの影響でやはり材料等の調達が難しいんじゃないかなあということが想定されておまして、3者の応札しかなかったということでございます。

あと船附地内ということでございますけれども、これは場所がそれぞれの小学校ということで、先ほど課長が説明しましたけれども、不用になったと言いましたが、不用じゃなしに使えるものをほかの学校で償却できる分、使えるものはやはり再利用していくという考え方で、養老小学校、広幡小学校、上多度小学校、笠郷小学校、養北小学校、日吉小学校ということで、各学校の地名が書いてございますので御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今、不用になったというか、余裕のある設備をそちらへ持っていくということで、しかしそれ、有効期限というのか、大丈夫ですかね。すぐ駄目になっちゃって、またというような。その辺の専門的な判断は。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 備品等ですけども、耐用年数も加味しまして、使えるものは使えるということで、当然破棄するものもできてくるというふうに聞いております。よろしく申し上げます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 昨日は、飯田地区において第3日曜日の町内クリーン活動日でした。参加された方々から、談合の話題に対して、町や議会を叱責する声をたくさんいただきました。小っ恥ずかしい、町民には迷惑な話ということで、養老街道や島里線の縁石の両側に茂っている雑草を議員や職員が勤務時間外にきれいにするくらいの町民に見える形で働いてほしいというふうな厳しい声も聞きました。

ところで、今回の入札についてですけども、この間、新聞報道では予定価格を非公開としている町の長年の慣例が官製談合の温床になったという指摘もありますし、入札書類の管理体制についての指摘もございました。新聞の後追い報道で私たち議員は知るわけですけども、この点について、今回、入札書類の管理体制はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

また、拠点方式に伴うだけの入札の金額というのがあったのかないのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの水谷議員の御質問の、入札の書類の関係がしっかり管理されていたのかという御質問につきまして回答させていただきます。

報道の一部に、ずさんな管理がしていたのではないかという御指摘がございましたが、予定価格書でありましたら総務課のほうで鍵のかかる戸棚に保管するルールが決められ

ておりますし、積算等を行い設計する担当課におきましては、各個人がパスワード等を用いまして設計データを入力するようになっておりますので、セキュリティーは万全の体制で臨んでいるというようなところでございます。

今回はそういうようなところでございまして、報道のような事実はないということで回答させていただきます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問ですけれども、おっしゃるとおりこの談合の件に関しましては、今警察のほうに協力しながら、しかるべきというような形で必ず報告等をさせていただきますけれども、やはり我々もあれから地域の方々からいろんな声を頂戴しておりますので、やはり職員が襟を正してしっかりとこういった議員の方々には迷惑にならない形で、一緒になって町政を発展するために頑張っていくのが大事ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 川地副町長、自席にて答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼します。

拠点校方式の件につきましては、この金額でできるということで判断しておりまして仮契約を結んでおります。今回、議会のほうに上程しまして、このような入札の価格でもできるという判断で契約に至ったわけでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第12、議案第38号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第38号 令和4年度養老町一般会

計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,410万円を追加し、予算総額を115億2,310万円とするものでございます。

主な補正の内容は、自治会館管理運営事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などがございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、7目地域振興費では、旧上多度自治会館の解体工事に伴う工事負担金として2,250万円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として8,200万5,000円を増額し、該当事業へ財源充当し財源更正をいたしました。

充当先事業につきましては、8、9ページの款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症支援事業216万5,000円、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業7,984万円です。

また、6、7ページの歳入について、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額4,229万5,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

8、9ページの歳出のみでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症支援事業では、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養されている方への支援セットの配付を引き続き実施するため200万円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、産業建設部関係につきまして私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出につきまして説明させていただきます。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業では、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプの採択を受けまして、養老P a yの利便性向上などのシステム改修の事務事業委託料といたしまして1億3,960万円、また同交付金地方創生テレワークタイプの採択を受けまして、昨年度改修を行いましたテレワーク施設を利用する進出企業と地元企業等が連携して行う地域資源を活用した地域活性化に資する事業に助成を行うものとして6,000万円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入につきまして説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、4目商工費国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想推進交付金として、2事業分9,980万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今直近で説明のあったデジタル田園都市国家構想推進交付金事業ですけれども、それぞれ2点説明されました。

養老P a yのシステム改修というのは、具体的にどのように改修する予定なのかというのと、2点目は、テレワーク施設を使って地域活性化事業というんですけど、いまいちイメージが湧かないので、どのような事業を想定しているのかをビジョンが見えるような形で御説明いただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま岩永議員の御質問に御回答をさせていただきます。

まず2事業でございますが、デジタル田園都市国家構想推進交付金の地方創生テレワークタイプ、こちらは2件を予定しております。

また、デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプというものに関しましては、養老町の地域消費活性デジタル化事業ということでございます。

内容につきましては、まず地方創生テレワークタイプでございますが、2件、事業として予定しております。

概要としまして、転職なき移住を実現し、地方への新たな人の流れを創出することでデジタル田園都市国家の実現に貢献するためデジタル田園都市国家構想交付金が措置されております。

内容としましては、地元の旅行会社と業務提携を行い、地元の宿泊施設への滞在、地

域の観光資源を活用した体験プログラムなどを組み込んだテレワーク、ワーケーション用のパッケージ旅行商品として造成し、国内外の旅行会社及び個人利用者への販売を手がけるビジネスモデルを構築する事業、もう一点は、テレワーク施設のリピーター利用者向けに、町内の空き家をリフォームしてお試し移住を体験できる中長期滞在用の宿泊施設として整備し、さらなる利用促進を目的としております。

デジタル実装タイプにつきましては、交付金の目的がデジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、デジタル田園都市国家構想を推進するためデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援ということでございます。

内容としましては、養老P a yのシステムの改修でございますが、利便性向上のための機能の実装を行います。

大きく4点を計画させていただいております。まず地域ポイントの導入、それから養老P a yのカード版の発行、また個人情報保護強化、最後、オンデマンドバス予約システムの連携というようなことで予定しております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 商工費の商工振興費ですけれども、先ほど内容を聞きましたけど、養老P a yの今の加入人は何人ぐらい見えるのか。それと町内と別に町外が何人いるか、ちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 養老P a yの加入数ということでございますが、住所につきましてはマストの、申込みに当たっての必ず入れる入力情報ではないので、ちょっと正確な数字は把握しておりませんので、全体数としてお答えさせていただきます。

登録数につきましては、現在2,552人でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 自治会館の管理運営事業、説明を受けましたが、この解体の負担金ということで、J Aと一緒に借りておったわけですが、2分の1、折半でいいのか、数字的には。

それから、この土地そのものは借地であったはずですが、地主さんとは円満に話し合えておるのかと、この2点について確認したいと思います。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の御質問に回答させていただきます。

2点御質問ございますけれども、役場とJAにしみのとの費用負担につきましては、建物自体は一体で利用しておりますけれども、基本的に事務所の専有面積で負担割合を算出しております。

あと2点目の地権者との協議ということでございますけれども、地権者とは既に交渉しております、今年度解体予定であるというお話もさせていただいております。JAにしみののほうからも、地権者に対しましてお話をさせていただいているというところがございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 差し障りなかったら、JAの負担金は幾らですか、分かりますか。解体費用。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の御質問に回答させていただきます。

ただいまJAにしみのさんとは協議中でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○副議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

---

○副議長（長澤龍夫君） ただいま休憩中に、北倉義博議長から議長の辞職願が提出され

ました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

---

○副議長（長澤龍夫君） それでは、追加日程第1、許可第1号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、4番 北倉義博君の退場を求めます。

〔議長 北倉義博君 退場〕

○副議長（長澤龍夫君） お諮りします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定いたしました。

〔4番 北倉義博君 入場〕

○副議長（長澤龍夫君） ここで、辞職されました北倉義博君の御挨拶をお願い申し上げます。

○4番（北倉義博君） 失礼いたします。

議長就任以来、1年間この重責を務めることができましたのも、全て皆様方の御協力のおかげでございます。改めまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、私は就任の挨拶で2つの目標を掲げさせていただきました。1つは、民意の総意と議会の総意にずれがないようにとのことでした。このことは、町民の信頼を得る議会として必須条件と考えております。2つ目は、行政との意思疎通をしっかりとすることでありました。このことは、共に町の発展を願う二元代表として、地方議会では当然のことと思います。この1年間のそれぞれの評価については、全て皆様方にお任せいたしたいと考えております。私は、ずっとこの2つを追求してまいりたいと考えております。

また、この1年間の間、私が一番強く感じましたことを少しだけお話しさせていただきます。私は初当選以来、7年間、自分なりに議員力の向上に努めてまいったつもりではございます。この1年の経験で、議員力よりも大事なものがあると感じました。それ

は、今さらではあります但人間力だと感じました。

よって、今後は人間性といひますか、人として必要な最低条件を備えた上での議員力のさらなる向上に精進していく所存でございます。どうか皆様方、引き続きの御指導のほどよろしくお願ひを申し上げまして、私の挨拶といたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（長澤龍夫君） ありがとうございます。

---

○副議長（長澤龍夫君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することを決定いたしました。

本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

---

○副議長（長澤龍夫君） それでは、追加日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいでしょうか。

○4番（北倉義博君） 投票でお願いします。

○副議長（長澤龍夫君） ただいま北倉義博議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（長澤龍夫君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条の第2項により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（長澤龍夫君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（長澤龍夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（長澤龍夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（長澤龍夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（長澤龍夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

西脇康君、清水由美子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（長澤龍夫君） 開票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票です。

有効投票のうち、大橋三男君が11票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、大橋三男君が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（長澤龍夫君） ただいま議長に当選された大橋三男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました大橋三男新議長より御挨拶をお願いいたします。

○新議長（大橋三男君） まずもって、私のような者に議長という重責を投票いただきましてありがとうございました。

御存じのように、私、2回目の議長でございます。第1回目につきましては、養老町議会でも珍しい政治倫理審査会等が開かれ、議場での厳重注意とか、また他の方面でも議長による裁定というような案件がございまして、今回、2回目ということでございます。前回の自分も反省をしながら、そのようなことがない明るい議会、当然町民の負託に応えられる、そんな議会にしていきたい、そんなふうに思っております。

どうぞ皆様方、御支援のほどよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。（拍手）

○副議長（長澤龍夫君） ありがとうございました。

それでは、大橋議長、議長席にお着き願ひします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（大橋三男君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

就任早々ではございますが、ここで暫時休憩といたします。11時40分より再開といた

します。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長(大橋三男君) 休憩を解き、再開をいたします。

---

○議長(大橋三男君) ただいま休憩中に、長澤龍夫副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

本日の日程を変更して、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大橋三男君) 異議なしと認めます。

よって、本日の順序を変更し、先議することに決定をいたしました。

これより議案等の配付をいたします。

また、順次本日の日程を繰下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

---

○議長(大橋三男君) それでは、追加日程第3、許可第2号 副議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、6番 長澤龍夫君の退場を求めます。

〔副議長 長澤龍夫君 退場〕

○議長(大橋三男君) お諮りします。

本案、副議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(大橋三男君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職許可については、これを許可することに決定いたしました。

〔6番 長澤龍夫君 入場〕

○議長(大橋三男君) ここで、辞職をされました長澤龍夫君の御挨拶をお願い申し上げます。

○6番(長澤龍夫君) 一言御挨拶申し上げます。

副議長として1年間頑張ってきました。議長が立派な議長で、またコロナ関係では大きな事業もなく、本当に1年、逆に言うなら簡単に過ごさせていただきました。しかし、議員として、これからも皆さんと共に町発展のために頑張っていきますので、これからもよろしく願い申し上げまして副議長の挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（大橋三男君） ありがとうございます。

---

○議長（大橋三男君） ただいま副議長辞職の許可により副議長が欠員となりました。  
お諮りをいたします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙について先議いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定をいたしました。

本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

---

○議長（大橋三男君） それでは、追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

副議長選挙につきましては、いかなる方法がよろしいか。

〔「選挙」の声あり〕

○議長（大橋三男君） ただいま吉田議員より、投票により選挙を行うという発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大橋三男君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小寺光信君、北倉義博君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大橋三男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（大橋三男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（大橋三男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

小寺光信君、北倉義博君、開票を行いますので開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大橋三男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち、野村永一君9票、水谷久美子君1票、田中敏弘君1票、岩永義仁君1票、以上のとおりであります。

また、この選挙の法定得票数は3票です。したがって、野村永一君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大橋三男君） ただいま副議長に当選をされました野村永一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、当選をされました野村永一君、新副議長より御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（野村永一君） 一言御挨拶申し上げます。

まさに青天のへきれきでございます。一大事が起きました。私自身が過去にいろいろございましたが、これはまた一からやり直しというところで、この名誉ある養老町議会、伝統と誇りがございます。大橋三男議長を補佐し、一生懸命頑張りますので、皆様の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。これで御挨拶を終わります。（拍手）

○議長（大橋三男君） 副議長の挨拶が終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第13、選任第2号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会委員には、清水由美子君、北倉義博君、岩永義仁君、長澤龍夫君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上の7名を指名いたします。

また、産業建設委員会委員には、西脇康君、小寺光信君、私不肖大橋三男です。吉田太郎君、野村永一君、松永民夫君、以上6名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生委員会は4階北委員会室、産業建設委員会は4階南委員会室にてお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後にお知らせをいたします。

（午後1時02分 休憩）

（午後1時35分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、時間となりましたので休憩を解き、再開をいたします。

各常任委員会が休憩中に開催をされました。その結果について委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 清水由美子君。

○総務民生委員長（清水由美子君） ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に総務民生委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が投票により、副委員長には北倉義博委員が投票により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営の推進を図りながら、人口減少、少子高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのためにさらなる福祉事業の推進を総括し、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 次に、産業建設委員会委員長 小寺光信君。

○産業建設委員長（小寺光信君） ただいま休憩中に、委員出席の下に産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私小寺光信が指名推選により、副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、委員諸氏の協力の下、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、北倉義博君、長澤龍夫君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上5名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、選任第4号 予算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、西脇康君、清水由美子君、小寺光信君、北倉義博君、岩永義仁君、長澤龍夫君、吉田太郎君、早崎百合子君、野村永一君、田中敏弘君、松永民夫君、水谷久美子君、以上12人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、予算特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員はただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、選任第5号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、清水由美子君、小寺光信君、吉田太郎君、早崎百合子君、田中敏弘君、水谷久美子君、以上6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会改革特別委員会委員に選任をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第17、選任第6号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっております。同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、西脇康君、北倉義博君、長澤龍夫君、私不肖大橋三男、野村永一君、松永民夫君、以上6人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第18、選任第7号 議員定数検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議員定数検討特別委員会委員には、西脇康君、清水由美子君、小寺光信君、北倉義博君、岩永義仁君、長澤龍夫君、吉田太郎君、早崎百合子君、野村永一君、田中敏弘君、松永民夫君、水谷久美子君、以上12人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議員定数検討特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数検討特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後 1 時 43 分 休憩）

（午後 2 時 45 分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長（早崎百合子君） ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には北倉義博委員が投票により選任されました。

私は、自ら浅学非才を顧みまして、責任の重大さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力いたす所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 次に、予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私松永民夫が指名推選により、副委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任をされました。

この委員会、2年連続ではございますが、もとより微力な私ではございますが、各委員の御協力をいただきながら、一般会計及び各特別会計等の補正予算等の審査を行いたいと思います。

なお、予算審査に当たりましては、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、長

期的な推移も十分に検討をし、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、年間を通じて慎重な審査を行いたいと思います。各委員には、新しい風を吹き込んでください。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 次に、議会改革特別委員会委員長 吉田太郎君。

○議会改革特別委員長（吉田太郎君） 議会改革特別委員会報告。

ただいま休憩中に、委員全員出席の下に議会改革特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が投票により、副委員長には清水由美子委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として町民の皆さんの負託に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿や議会改革の流れについてさらに調査・研究を行い、皆様の御協力をいただきながら議会内部からの改革が進められるように鋭意努力する所存でございます。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会改革特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 西脇康君。

○議会だより編集特別委員長（西脇 康君） ただいま休憩中に、委員出席の下に議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私西脇康が指名推選により、副委員長には野村永一委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるよう、住民目線に立った、読みやすく分かりやすい紙面作りに鋭意努力いたす所存でございます。引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 次に、議員定数検討特別委員会委員長 早崎百合子君。

○議員定数検討特別委員長（早崎百合子君） ただいま休憩中に、委員全員出席の下に議員定数検討特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私早崎百合子が投票により、副委員長には吉田太郎委員が投票により選任されました。

図らずも私が委員長に指名されましたが、誠に不慣れで御迷惑をおかけすることが多々あると存じますが、その点御容赦いただきまして、御協力のほどお願いをいたします。

養老町におきましても、人口減少と少子高齢化が進み、公共施設やまちづくり基盤の更新、社会的扶養負担の増大など、養老町を取り巻く社会経済情勢が転換期を迎える状況下において、議員定数についてもその適正な水準と根拠などを検討する必要性が生じております。このような状況の中、養老町に最も適した議員定数について調査を行ってまいりたいと存じます。

以上、議員定数検討特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 各委員長の報告が終わりました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、同意第4号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、6番 長澤龍夫君の退場を求めます。

〔6番 長澤龍夫君 退場〕

○議長（大橋三男君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第4号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員 大橋三男氏の辞任に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、住所、養老郡養老橋爪588番地1、氏名、長澤龍夫氏を後任の監査委員として選任するため、同意を求めるものでございます。

以上で同意第4号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

長澤龍夫君、入場してください。

〔6番 長澤龍夫君 入場〕

---

○議長（大橋三男君） お諮りをいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。長時間、御苦勞さまでございました。

（閉会時間 午後 2 時 56 分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月16日

議 長      北   倉   義   博

新議長      大   橋   三   男

副議長      長   澤   龍   夫

議 員      吉   田   太   郎

議 員      早   崎   百 合 子